

# 共通支援シートによる情報連携のためのガイドライン

岡山県真庭市

平成 28 年 12 月

## (1) 目的

子どもの発達の課題や支援が必要であることについて、保護者の気づきの段階から、発達支援・家族支援を含めたトータルな支援につなげていくことを目的に、最初のライフステージの移行期である就学時に、それまで園で行われてきた子どもと保護者への支援の情報連携を行い、「共通支援シート」を適切に、より有効に活用していくためガイドラインを定める。

## (2) 課題

トータルライフ支援プロジェクトワーキング会議の中で、特別支援学級や特別支援学校に進学する児童は、書面での情報の引継が保障されているが、通常学級に進学する児童の情報は、メモや口頭であることが多く、担当者の個々の努力により引継いでいる現状が課題となった。必要な支援が、継続して行われるよう、個人情報に配慮しつつも、支援の内容や情報が共有化され、適切な時期に、必要な情報が次のライフステージに確実に引継がれる仕組みが不可欠となっている。

## (3) 共通支援シートによる情報連携の対象者

真庭市立保育園、幼稚園、こども園に在籍する園児で、以下の項目に該当する児とする。

- A 発達障害に関する診断がある児(内、特別支援教育支援委員会の対象となっていない児)
- B 社会資源を利用している児
- C 幼稚園、保育園、こども園において、発達支援が必要であると判断している児

### 資源とは

- ・ 市相談事業(すこやか相談、ことばの相談)
- ・ 市療育訓練事業(たんぽぽ園)
- ・ 市発達支援教室
- ・ 相談機関(サポートステーションコスモス、真庭地域生活支援センター等)
- ・ 児童発達支援事業(例：旭川荘真庭地域センターさくら、ピタゴラス、キッズみのり等)
- ・ 日中一時支援事業(例：デイセンターまにわ、西茶、コスモスの園等)

## (4) 共通支援シートの項目

### 共通支援シートA

記入者 幼稚園教諭、保育士、保育教諭

氏名 性別 生年月日 障害等の状況 手帳等 住所 連絡先 保護者氏名 緊急連絡先 在籍園、医療機関、保健・福祉の担当者の連絡先・具体的な支援内容・所見、支援会議の日時、参加者、協議内容・引継ぎ事項等

## 共通支援シートB

記入者 幼稚園教諭、保育士、保育教諭

保護者から 実態について、願い

園での実態について、つきたい力、支援の手立て

就学に向けて 保護者、園、医療・療育機関より 大切にしてきたこと・支援のポイント 就学後の支援に向けて

### (5) 記載する情報の収集先

保護者((11)参照)、保健・福祉担当者、医療・療育機関等((9)参照)

対象となる子どもと保護者に携わる関係機関が、情報を共有する場を持ち、協議することが望ましい。

### (6) 活用方法

幼稚園教諭、保育士、保育教諭が、共通支援シートに、対象となる項目(3) A、B、Cに該当する児について記載する。引継ぐべき内容がない箇所は、空欄とする。就学前後の引継ぎ資料、園内でのケース会議、個別ケース会議等で活用する。

### 活用の流れ

園内



・園内でのケース会議で活用

就学前後の引継ぎ

- ・ 園長は作成した支援シートを引継ぎ会までに該当の小学校に送付する。(就学前)
- ・ 年度末、園から小学校への引継ぎ会の資料として活用(就学前)
- ・ 新年度(新1年) 引継がれた情報がどのように活用されたかの確認。(就学後)
- ・ 情報に過不足がないか確認する。(就学後)

### (7) 情報連携の方法

紙で情報交換を行い、電子データでのやり取りは行わない。

### (8) 共通支援シートの保存・管理等について

- ・ 共通支援シートの原本については、記入機関において当該園児が小学校を卒業するまでの間(6年間)保存し、それ以降は廃棄処分する。
- ・ コピーを就学先機関と健康福祉部で管理する。
- ・ 健康福祉部は乳幼児健康診査票に添付して永年保存とする。

### (9) 個人情報の適正な取扱いについて

共通支援シートに記されている情報は、重要な個人情報であり、これらの情報の収集や提供

にあたっては、個人情報保護に関する関係法令等（個人情報保護に関する法律、真庭市個人情報保護条例等）に基づき、適正に取り扱う意識をもつことが重要となる。同時に、共通支援シートに記載されている情報は、子どもと家族への支援のために活用すべき有用な情報である。ライフステージを切れ目なく、子どもと家族に必要な支援が提供できるように情報を効果的に活用することが必要である。

- 共通支援シートに記載する情報を、医療、療育機関、事業所等他機関から収集する場合は、保護者の同意書が必要である。
- 共通支援シートを、市外または私立の小学校、保育園、こども園、幼稚園に提供する場合は、保護者の同意書が必要である。同意書を得て提供する時には、支援の情報の引継ぎのみに利用し、適正に取扱うよう提供先に伝えなければならない。

#### (10) 共通支援シートの開示

保護者等から開示請求があった場合は「真庭市個人情報保護条例」に基づいた扱いとし、他の個人情報の開示の扱いと同様に対応する。

#### (11) 保護者との連携

共通支援シートは保護者の同意または参画を得て、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が作成する。保護者が情報の引継ぎを理解し、積極的に共通支援シートの作成に係ることが望ましい。一番身近な支援者である保護者が参画することで、長期的な支援につなげることができる。

園のみでは困難な場合もあるため、関係機関が連携し、役割分担をするとともに引継ぎの実施の際にもこのような点に配慮することが必要である。

#### (12) その他

- ガイドライン及び共通支援シートは、使用していくなかで、年1回見直しを行う。
- 共通支援シートの存在や、引継ぎによる情報連携を行っている体制について周知し、ガイドラインについても真庭市のホームページで周知する。

作成： 真庭市トータルライフ支援プロジェクトワーキング会議

【健康福祉部：福祉課 健康推進課 子育て支援課 教育委員会：学校教育課】

トータルライフ支援プロジェクト…岡山県が実施する就学前後における関係機関連携強化事業

○真庭市個人情報保護条例（抜粋）

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 12 号

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。

(略)

第 8 条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)の収集目的の範囲を超えた利用又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用等を行うことができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 報道、出版等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であつて、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。